

地域再生 のために

——地域が主役——



内閣官房 地域再生推進室
内閣府 地域再生事業推進室

地域がこれからの主役です!



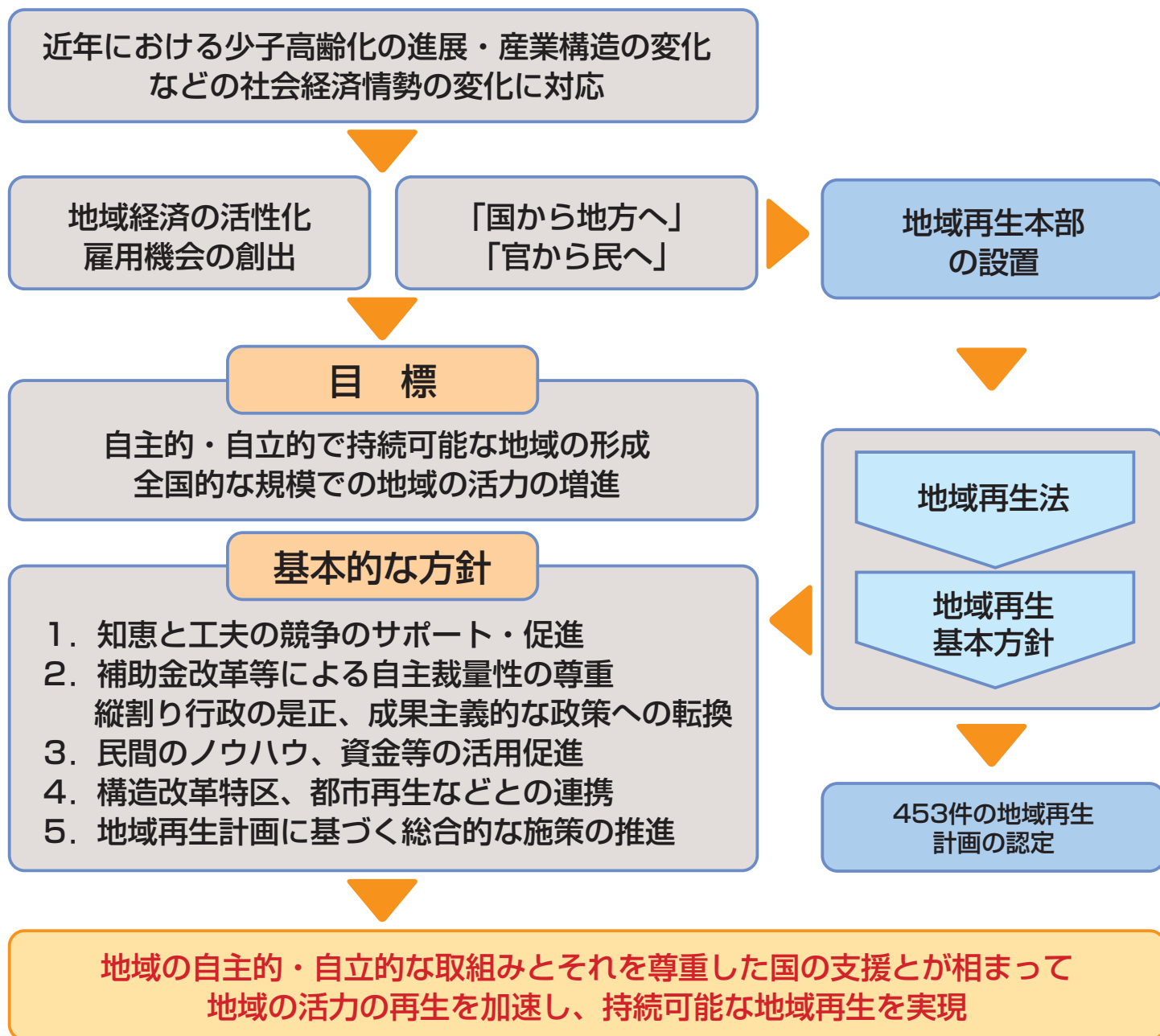
目次

I.	地域再生とは	1
II.	地域再生の仕組み	2 ~ 3
III.	地域再生計画のイメージ	4 ~ 5
IV.	地域再生のための支援策	6 ~ 12
V.	地域再生計画の認定状況・認定事例 ...	13 ~ 19
VI.	認定申請・提案募集について	20 ~ 21

I. 地域再生とは

- 地域再生とは、「自主・自立・自考」の取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生をいいます。
- 地域再生のため、地域は夢を抱いて互いにアイデアを出し合い、切磋琢磨することにより、知恵と工夫を競うアイデア合戦に取り組みます。
- 国は、地域の自主的・自立的な取組みが一層加速していくような環境を整備し、地域の総合的な取組みを支援します。

地域再生の意義及び目標

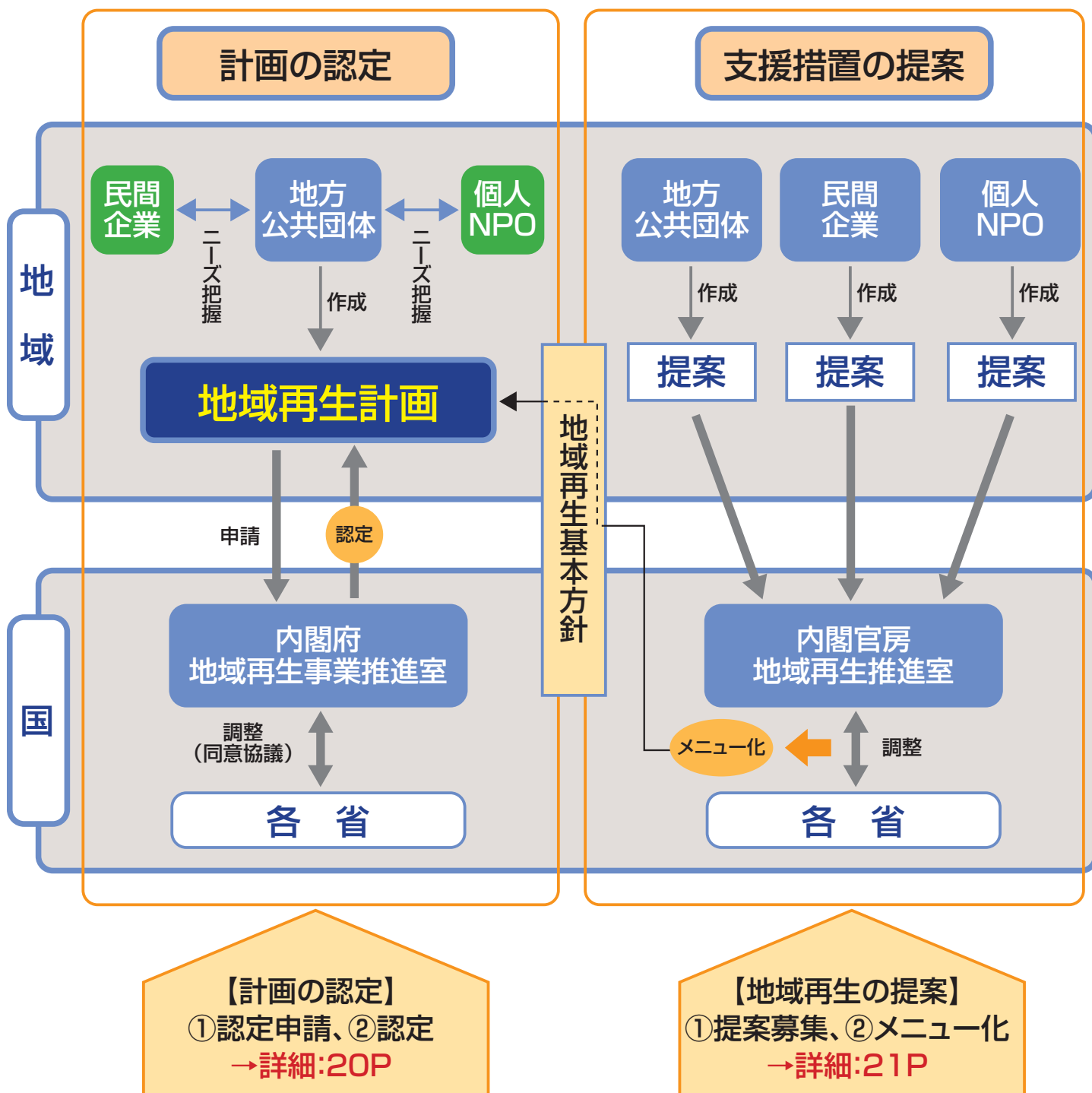


国においては、平成15年10月に地域再生本部を設置して以来、地域再生プログラムに基づいて278件の地域再生計画を認定してきましたが、更に地域再生の取組みを強化するため、地域再生法を制定し（平成17年4月施行）、地域再生に取り組んでいます。

Ⅱ. 地域再生の仕組み

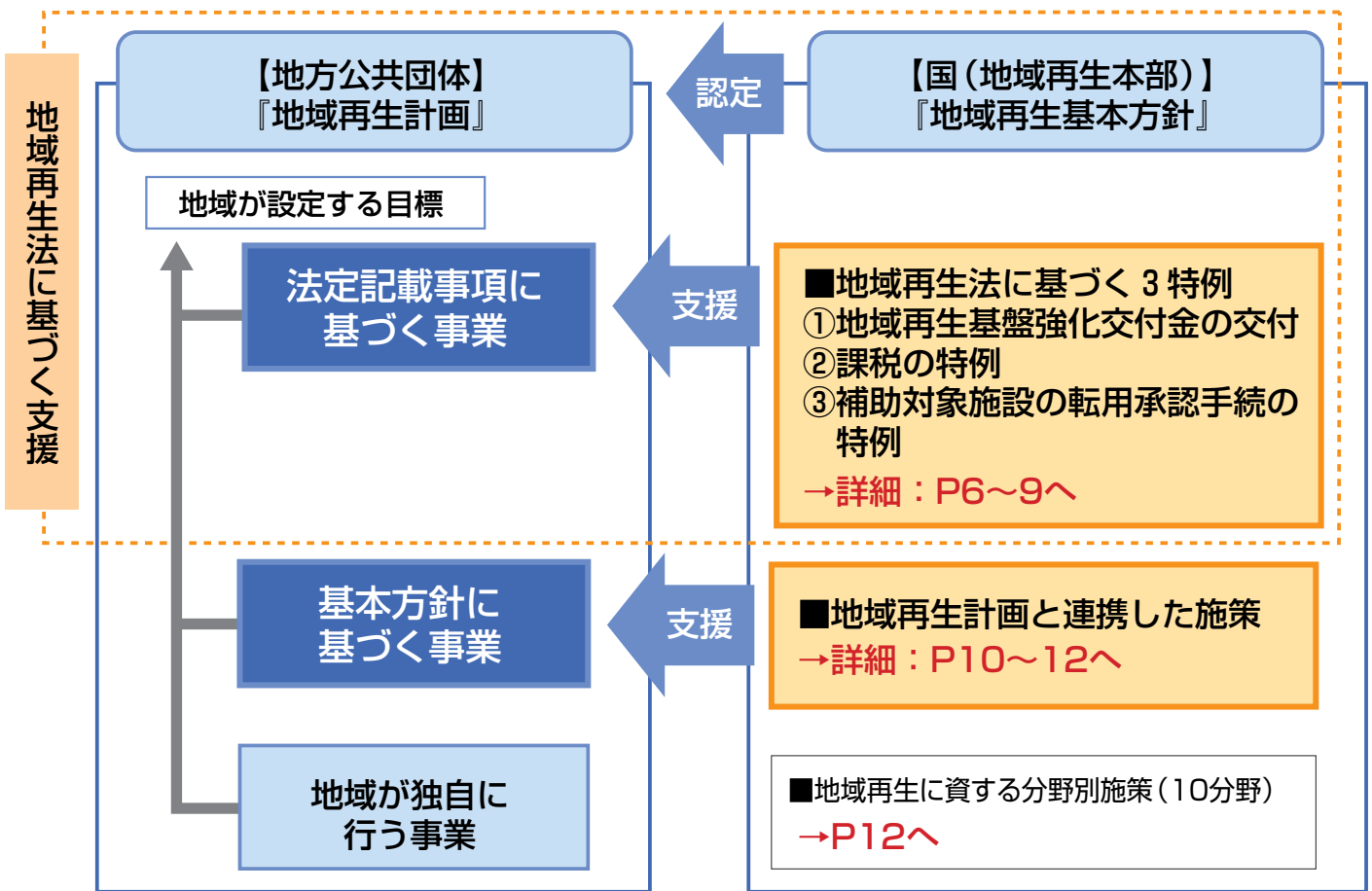
これまでの地域振興のための取組みは、国が一方向的に立案していましたが、地域再生の取組みにおいては、地域の様々な人々、主体が知恵を出し合い、国の政策立案に参画することが可能となっています。

地域再生の提案募集・計画認定の仕組み

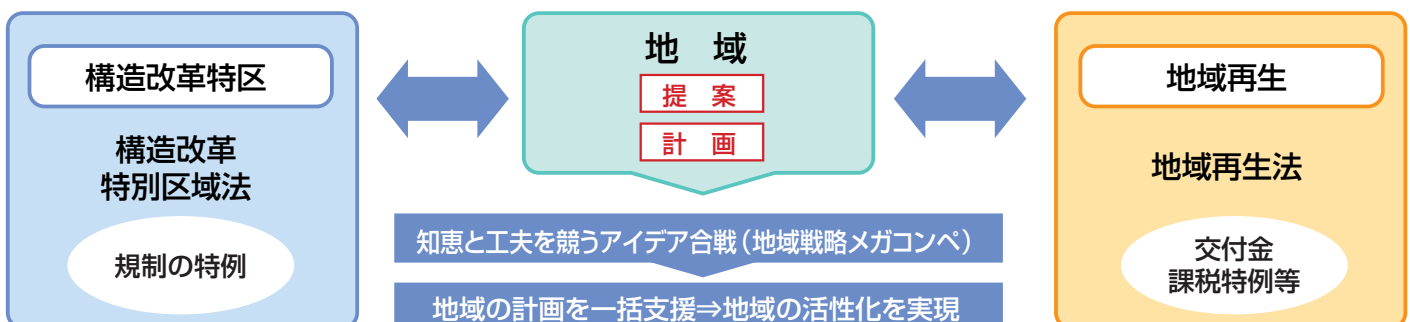


- 地域再生法に基づいて、地域再生の意義・目標、政府が実施すべき施策に関する基本方針、地域再生の認定に関する事項、地域再生に資する分野別施策を明らかにする「地域再生基本方針」が定められています。
- 地域再生法においては、①地域再生基盤強化交付金の交付、②課税の特例、③補助対象施設の転用承認手続の特例の支援措置が定められていますが、更に地域再生基本方針において、地域再生計画と連携した様々な支援措置が用意されています。
- 「地域再生」と「構造改革特区」が「車の両輪」となって地域の活性化を強力に推進します。

地域再生法と地域再生基本方針



地域再生と構造改革特区

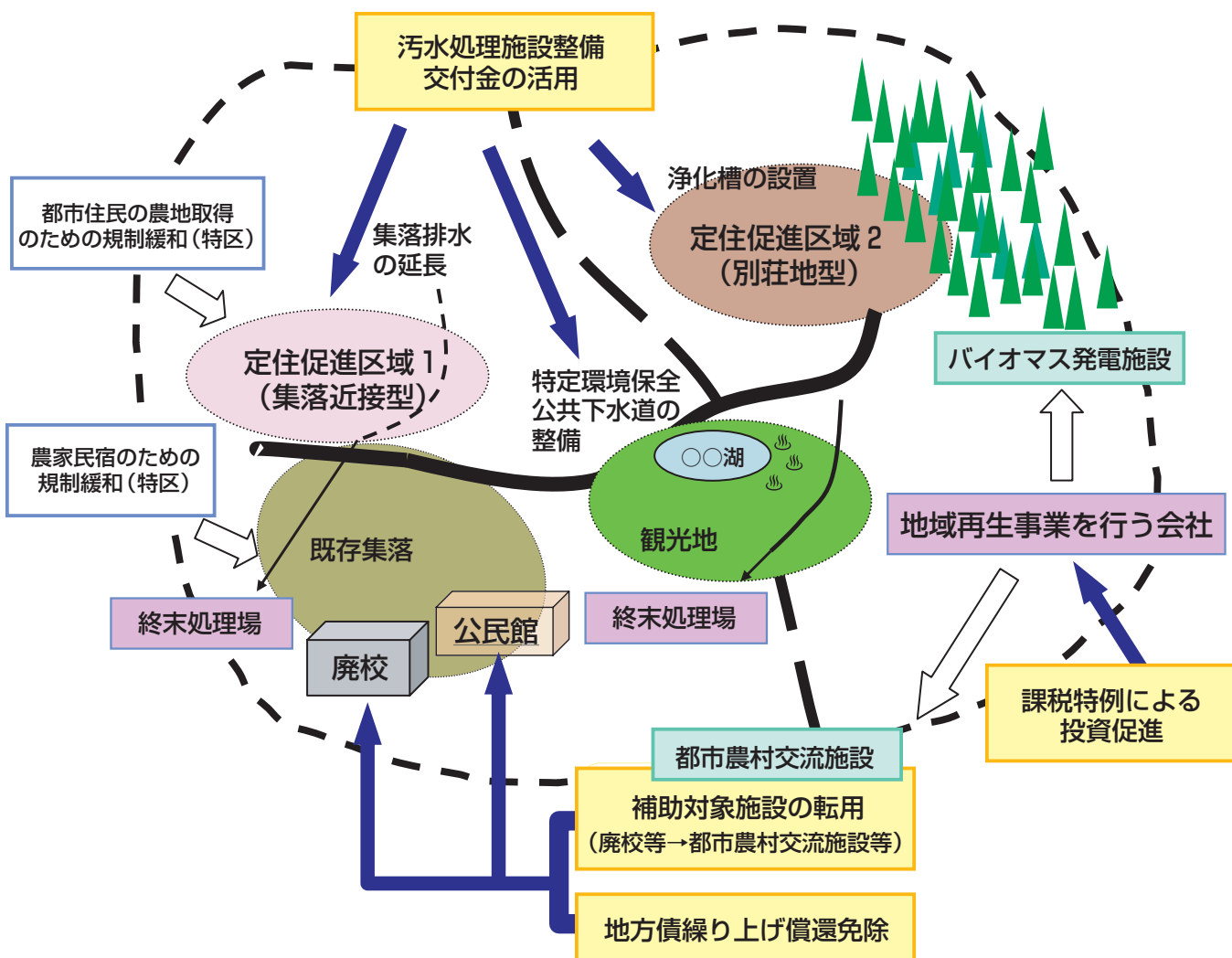


Ⅲ. 地域再生計画のイメージ

地域が抱える問題や地域の特性は地域によって異なるものですが、地域再生計画の目標及び計画イメージ例を参考までに示すと以下の通りです。

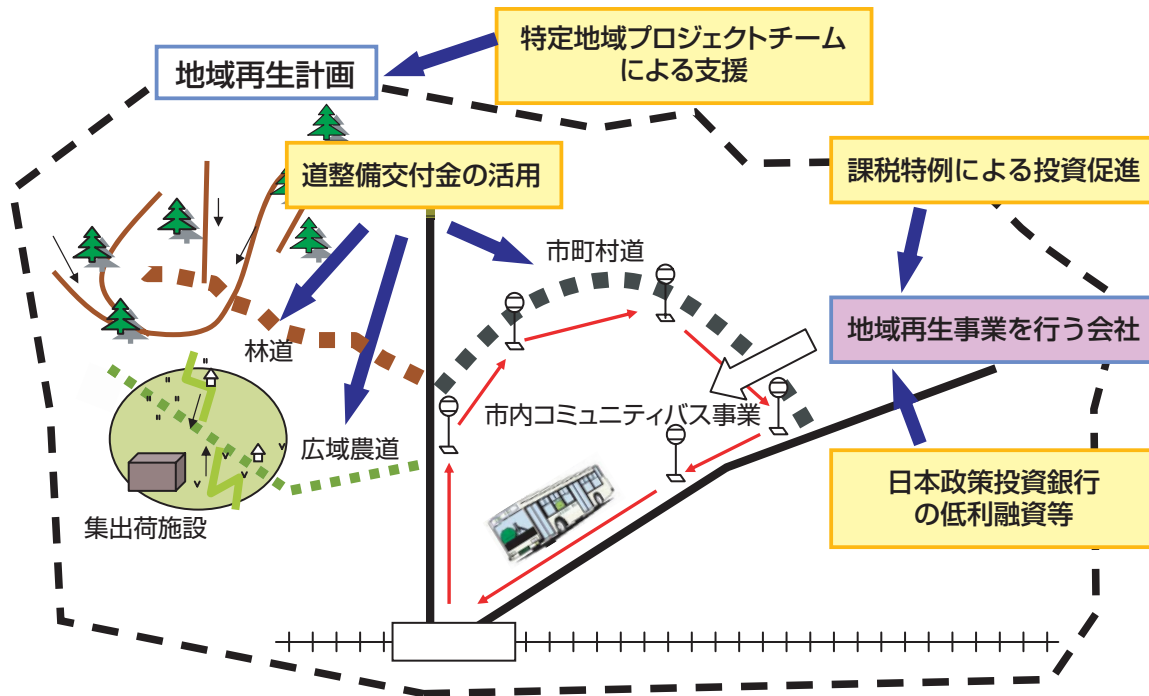
目標1 「農山村地域の生活環境の改善」

- ①都市農村交流を促進し、近隣都市を中心に農家民宿、体験農業等を目的とした都市部からの入り込み客数を増加する。
- ②污水处理普及率の向上による生活環境の改善により、既存集落、別荘地への定住を促進する。



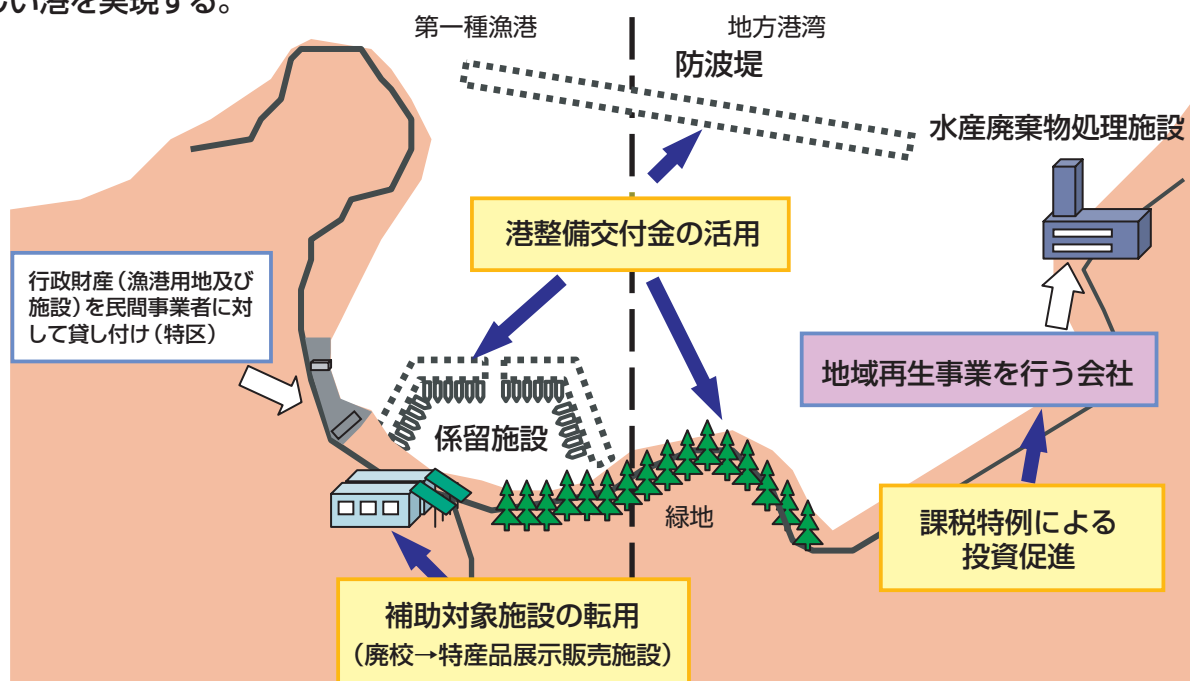
目標2 「市街地の道路網整備」

- ①新しい交通ネットワークで農山村エリアと市街地エリア及び市街地間のヒト・モノの流れを活性化させ、市街地の活性化、農山村地域の生活環境の向上を促進する。
- ②中心市街地へのアクセスを向上させ、空洞化している駅前には人の賑わいを取り戻す。



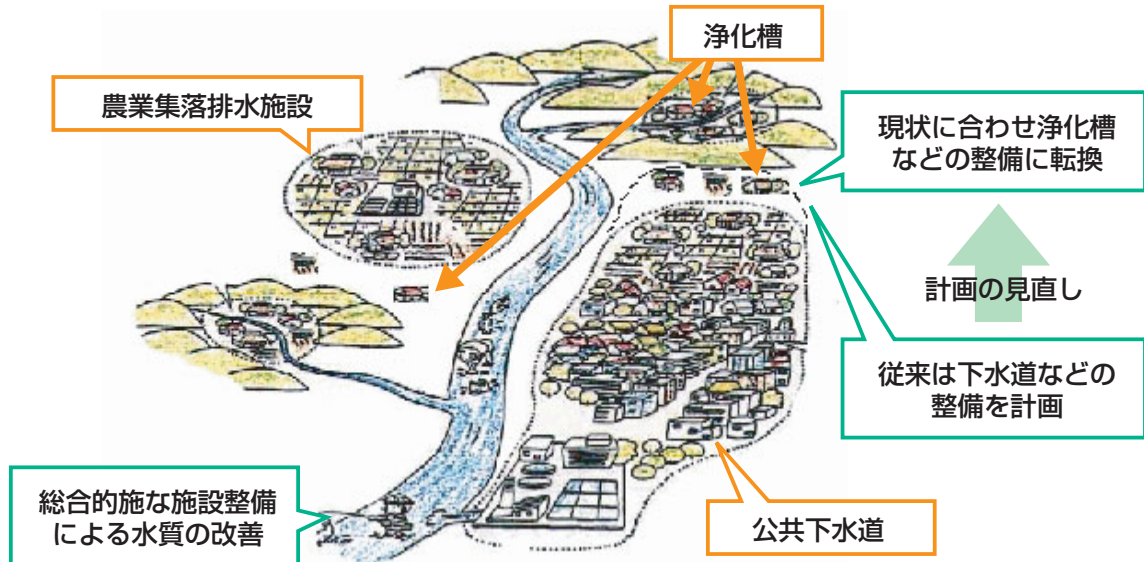
目標3 「港町の再生」

- ①観光漁業の推進や漁業生産物の加工・出荷体制の整備、新たな流通システム開拓等を通じ、特産品や港をブランド化し、漁業収入の増大を目指す。
- ②水産物残滓のリサイクル、緑地の整備などにより、海の環境保全への取組みを強化し、環境にやさしい港を実現する。



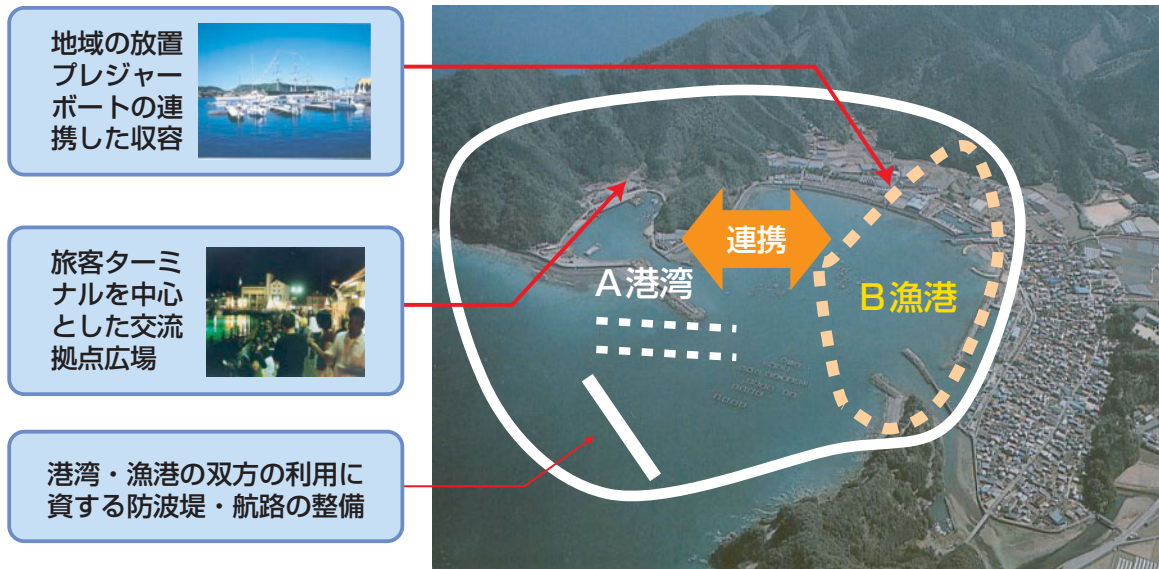
汚水処理施設整備交付金

- 汚水処理施設整備交付金では、下水道・集落排水施設・浄化槽を一体的整備し、地域の生活環境を改善することにより、地域再生を図ります。



港整備交付金

- 港整備交付金では、隣接・近接する港で、港湾・漁港を一体的に整備することで、地域再生を図ります。



交付金の特徴

分かりやすい

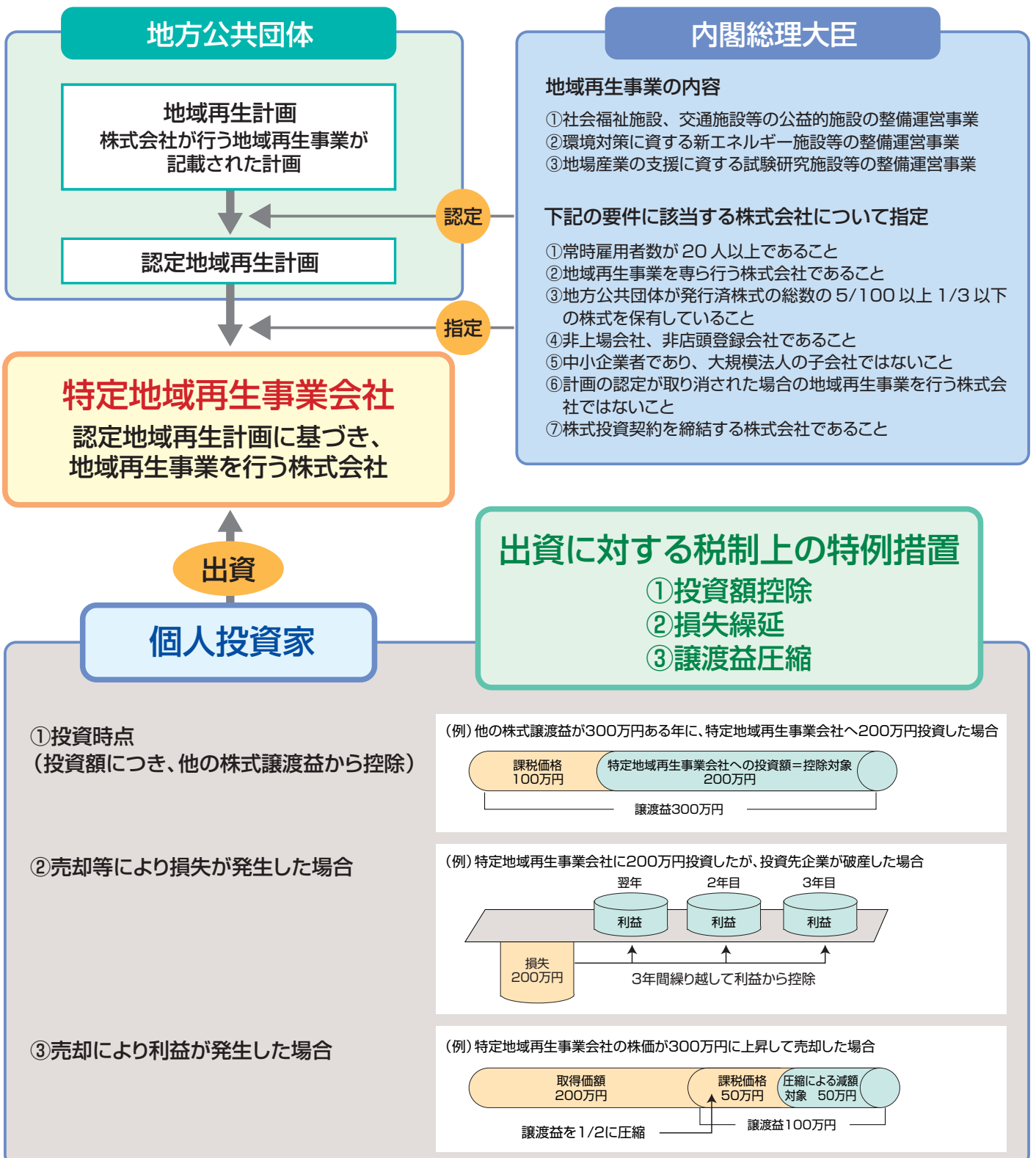
- 省庁の壁を超えて一本化した三種類のテーマ別交付金を内閣府に一括計上
- 内閣府が、地方公共団体の地域再生計画を（例えば）5年分まとめて認定

使いやすい

- 地方公共団体の判断で「年度間の事業量の変更」「他の類似事業への充当」が可能
- 交付金交付に係る事務手続は、省庁の枠を超えて一体的に実施。

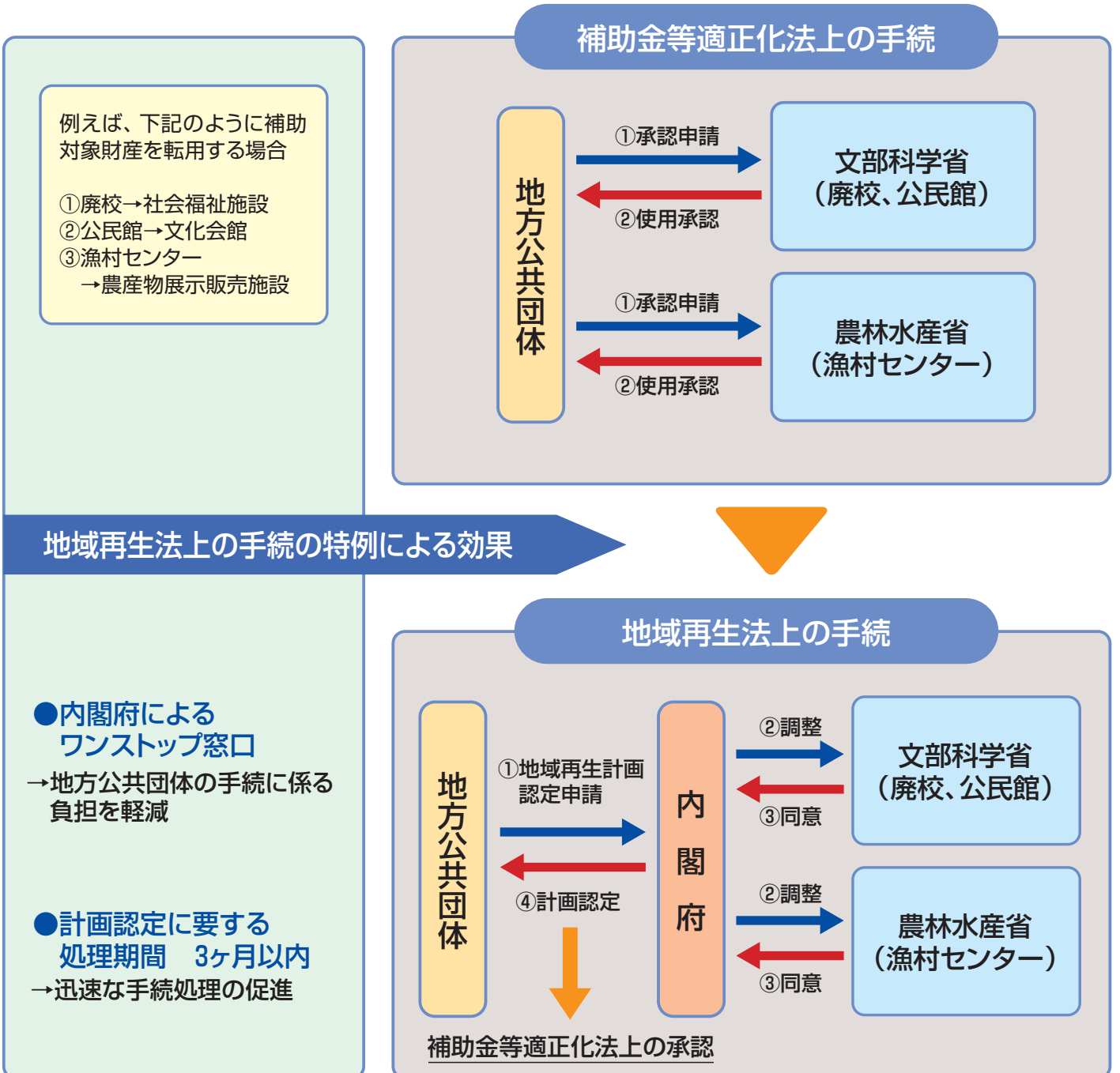
2. 課税の特例

地域再生に役立つ事業を行う民間企業に対する投資について税制上の優遇措置を講じ、当該事業に対する民間資金を誘導することにより、「民間の力による地域再生」を促進します。



3. 補助対象施設の転用承認手続の特例.....

補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用手続を簡素化・迅速化します。これにより、地域の需要に迅速に対応することができ、また、追加的な財政負担の抑制を図ることができます。



IV. 地域再生のための支援策 (2) 地域再生計画と連携した

地域再生法に基づく3特例のほか、以下のような地域再生計画と連携した支援措置が設けられています。

地域再生計画に基づく目的別・機能別交付金の総合的な実施 (客観的評価に基づく2以上の交付金の連携)

地方公共団体が、地域の自主性、裁量性の拡大に資する次に掲げる目的別・機能別の交付金及び地域再生基盤強化交付金のうち、2種類以上のものの総合的な活用を図ろうとする場合には、地域再生計画にその旨の記載が可能。



内閣総理大臣は、当該地域再生計画の認定をしようとする場合には、地方公共団体の求めに応じて、これらの交付金の交付の要件に適合することを確認した上で、第三者の意見を聴き、関係行政機関の長の同意を得て、当該地域再生計画について評価を実施。



関係行政機関の長は、次の交付金の交付にあたって評価結果に十分配慮。

対象となる交付金

- 地域介護・福祉空間整備等交付金【厚生労働省】
- むらづくり交付金、漁村再生交付金【農林水産省】
- 地域住宅交付金【国土交通省】

評価の観点

目標の設定水準の高さ／創意工夫の程度などについて第三者（地域政策及び行政評価の専門家及び実務者）から意見聴取。

※本評価制度については、相当の準備期間が必要であることから、平成18年度予算から開始。

その他地域再生計画の認定に基づく支援措置

地域再生に資するNPO等の活動支援【内閣府】

NPO等の市民活動団体の活動による地域再生の推進を図るため、市民活動団体等支援総合事業に関し、認定地域再生計画における位置づけ等を踏まえて、人材の育成、先駆的な活動の企画・実施・評価等への総合的な支援を実施する。

公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除【総務省】

公共施設の転用に当たり、認定地域再生計画に位置付けられ、地域再生推進のために転用が必要であると認められる場合には、繰上償還を不要とする取扱いとする。

公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置【総務省】

公共施設への転用に係る既存の施設の増築や改築、大規模な模様替等のリニューアル事業であって、地域活性化事業が目的とする喫緊の政策課題の実現を図るための施設への転用として認定地域再生計画に位置付けられた場合には、地域活性化事業債の対象とする。

組合等施行土地区画整理事業について地方負担分への起債措置【総務省】

認定地域再生計画に位置付けられた組合等施行土地区画整理事業の地方負担分について、個別の団体の事業費や特定の財源の収入状況などを考慮して、地方債の対象とする。

文化芸術による創造のまち支援事業の活用【文部科学省】

文化芸術による創造のまち支援事業の実施箇所の選定に当たっては、地域再生計画に位置付けることを希望する地方公共団体から提出された資料に基づき、有識者等の意見も踏まえつつ決定する。

地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）【厚生労働省】

雇用機会が少ない地域において、雇用創造に自発的に取り組む市町村、地域の経済団体等から構成される協議会が提案した雇用対策事業であって認定地域再生計画に位置づけられたものの中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該協議会等に対してその事業の実施を委託することにより地域における雇用創造を促進する。

日本政策投資銀行の低利融資等【財務省】

地域再生プロジェクトの形成・事業化に対するアドバイスを行うとともに、認定された地域再生計画に合致し償還確実性が見込まれる事業については、民間金融機関とも協調しつつ、低利融資等により対応する。

国民生活金融公庫の「新創業融資制度」の要件緩和【財務省、厚生労働省】

地域再生計画の認定地域における特定業種を対象に、リスクに見合った上乗せ金利を付すことで「新創業融資制度」の自己資金要件を緩和する。

中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携【金融庁、経済産業省】

地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。

地域通貨モデルシステムの導入支援【総務省】

地域通貨モデルシステムを利用して、地域再生に資する取組を行う地方公共団体に対して、平成16年度に開発した地域通貨モデルシステムの無償配布等の支援を行う。支援の対象となる地方公共団体の選定については、地域再生計画に同取組を位置づけて認定を受けた地方公共団体等の中から決定する。

地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成 【国土交通省・総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、内閣府】

地方公共団体、地元経済界、国の地方支分部局等の横断的な議論の場（共通プラットフォーム）を活用し、必要に応じて、国の出先事務所・支局等も活用しつつ、地方支分部局の担当課長等からなる「特定地域プロジェクトチーム」を編成し、市町村と一体となって具体のプロジェクトの実現を支援する。

地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携【金融庁】

地域再生計画に地域資本市場育成のための投資家教育を実施する事業を位置付け、認定を受けた地方公共団体に対し、ヒアリングを行った上で、必要と思われる具体策（シンポジウムの開催や、講師の派遣など）を決定する。

関連施策として

このほか地域再生計画の策定、実施のための人材派遣、情報提供を行うとともに、地域再生に資する各分野における施策についても推進します。

地域再生計画の策定、実施のための人材派遣、情報提供……………

- 「地域再生支援チーム」の設置【国土交通省・総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、内閣府】
- 「地域再生伝道師」の活用【内閣官房】
- 地域再生雇用支援ネットワーク事業の実施【厚生労働省】
- 地域雇用創造バックアップ事業の実施【厚生労働省】

地域再生に資する分野別施策（10分野）……………

- | | |
|-------------------------------------|--------------------------------|
| ① 地域再生に資するひとづくりの推進、人材ネットワークの構築（8施策） | ⑤ 犯罪や災害に強いまちづくり・地域づくり（5施策） |
| ② 地域再生に資する権限移譲や社会実験などの推進（3施策） | ⑥ 地域における観光・交流の推進（5施策） |
| ③ 地域再生に寄与する民間の資金、ノウハウの活用（3施策） | ⑦ 地域の創意工夫を生かした公共施設の整備（3施策） |
| ④ 地域の産業構造の転換・強化への対応（12施策） | ⑧ 地域再生のための公共交通の活性化（2施策） |
| | ⑨ 力強い農山漁村づくりの推進（5施策） |
| | ⑩ 環境対策、情報基盤整備に資する地域の取組の推進（5施策） |

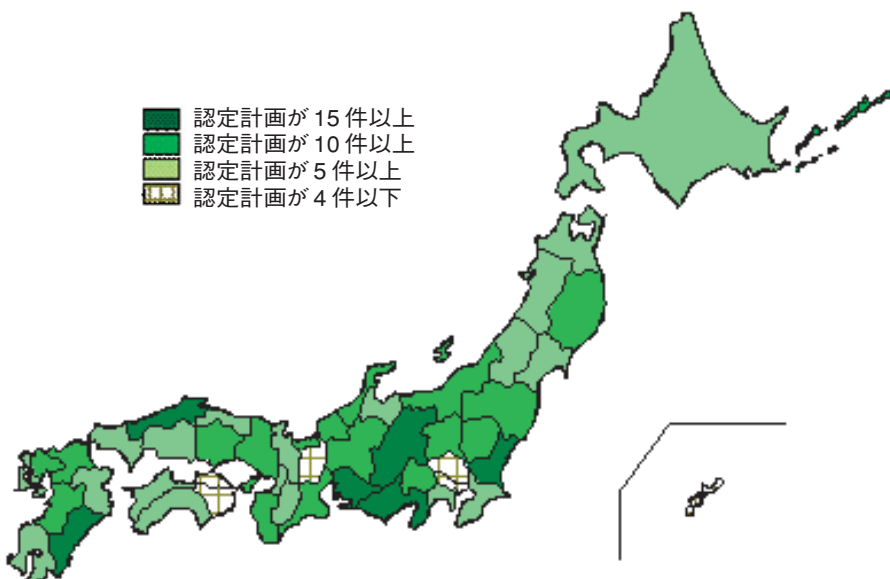
V. 地域再生計画の認定状況・認定事例

認定状況

地域再生法に基づき、交付金を含む374件、交付金を含まない79件の計画を認定。

都道府県別認定状況

- 認定計画が15件以上
- 認定計画が10件以上
- 認定計画が5件以上
- 認定計画が4件以下



都道府県名	交付金を含む (平成17年6月17日)	交付金を含まない (平成17年7月19日)	計
北海道		8	8
青森県	4	2	6
岩手県	10	3	13
宮城県	6		6
秋田県	8	1	9
山形県	4	3	7
福島県	11	1	12
茨城県	19	1	20
栃木県	13	1	14
群馬県	14		14
埼玉県	3		3
千葉県	6	1	7
東京都		2	2
神奈川県	2	3	5
新潟県	10	2	12
富山県	4	1	5
石川県	10	1	11
福井県	10	1	11
山梨県	12	1	13
長野県	23	1	24
岐阜県	11		11
静岡県	14	1	15
愛知県	20	1	21
三重県	8	3	11
滋賀県	1	1	2
京都府	5	1	6
大阪府	3	6	9
兵庫県	9	2	11
奈良県	8		8
和歌山県	11		11
鳥取県	5	2	7
島根県	11	4	15
岡山県	14		14
広島県	6	2	8
山口県	6		6
徳島県	4		4
香川県	2		2
愛媛県	5	3	8
高知県	4	1	5
福岡県	7	4	11
佐賀県	11	2	13
長崎県	3	3	6
熊本県	9	4	13
大分県	6	2	8
宮崎県	15	1	16
鹿児島県	7	2	9
沖縄県		1	1
合計	374	79	453

認定事例

●交付金を含む事例

森と水のちからほとばしる活力あるまちづくり計画

埼玉県、秩父市

産業再生

▼道整備交付金

▼污水处理施設整備交付金



「森林の再生によるまちづくり」と「淡水資源の保護」を柱に、林道及び市道を一体的に整備することによって積極的な間伐の実施・拠点施設へのアクセス向上を図るとともに、污水处理施設を整備し、河川の水質の向上等を図る。そのほか、木質系バイオマス発電施設、森の学校等の建設、秩父地域の特色を生かしたカエデの植林によるメープルシロップを利用した商品開発など、豊かな自然環境を保全しつつ、新たな雇用と産業の創出を図る。

目標

- ・観光需要（平成21年度）の創出
- ・カエデの森利用客 2,000人
- ・エコツーリズム・森の学校利用客 5,000人

● 交付金を含む事例

ふるさと元気博物館・勝山市エコミュージアム推進計画

福井県、勝山市

都市農村交流

▼道整備交付金 ▼汚水処理施設整備交付金



汚水処理施設や豊富な自然・歴史・産業の各資源を回遊する道路を効率的に整備することにより、生活環境の改善や自然環境の保全、林業をはじめとした地域産業の活性化や観光・交流の促進を図り、市民と行政が協働して、地域の資源を最大限活用する「勝山市エコミュージアム」によるまちづくりを推進する。

目標

- ・ 宿泊型観光への転換
- ・ 観光客入り込み総数のうち宿泊客の割合
7% (平成16年) → 15% (平成21年)

ひと・里・森がふれあいともに輝く元気なまち計画

愛媛県、久万高原町

都市農村交流

▼道整備交付金 ▼汚水処理施設整備交付金



「森の再生」と「里の再生」を柱に、町道及び林道の一体的な整備によって木材や間伐の搬出等のコストの低下を図るとともに、汚水処理施設の整備によって河川の水質保全に取り組む。そのほか、林業の活性化を図るとともに、森林を観光資源と位置づけ、交流人口の拡大、地域の活性化を図る。

目標

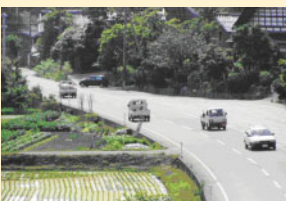
- ・ 間伐実施面積の10%増加、
- ・ 林業担い手育成会社の雇用拡大 50人→55人

珠洲市都市農村交流再生計画

石川県、珠洲市

都市農村交流

▼道整備交付金



市道及び農道の一体的な整備により、観光地と山間部や農村を結ぶ道路網を整備し、農水産物の流通を効率化するとともに、従来の観光地に加え、農業施設を活用し、農業体験などグリーンツーリズムを推進し、過疎化が深刻化する珠洲市において交流人口の増加による地域の活性化や、高齢化した集落のデイサービスなどの利便性、災害発生時の迂回路確保を図る。

目標

- ・ グリーンツーリズムによる観光客数の増
72万人 (平成16年) → 76万人 (平成21年)

「美の川(うつくしのかわ)」ふれあい・清流の郷づくり計画

山口県美川町

住環境再生

▼汚水処理施設整備交付金



汚水処理施設の整備を推進することで、天然記念物「南桑カジカガエル」が生息し、鮎がけ、カヌーなど多くの観光客が河川レジャーを楽しむ清流錦川の水質保全や生活環境の改善を図り、恵まれた自然環境等地域資源を活用した体験型の交流を促進し、交流人口の増加による地域活性化を図る。

目標

- ・汚水処理人口普及率
31.3% (平成16年) → 45.8% (平成21年)
- ・交流人口の増
166,713人 (平成16年) → 180,000人 (平成21年)

とよかわイナリズム(豊川稲荷☆住む)

愛知県豊川市

国際交流・観光

▼汚水処理施設整備交付金 ▼地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成



歴史、文化などの観光資源を再評価し活用するとともに、市民や商業者と共同して住みよいまちづくりを行うために、「街なか」における現況評価、今後のまちづくりの具体的施策を検討するプロジェクトチームを設置し、各種イベントとも連携しつつ、観光による交流人口の増加を目指すと同時に、効率的な汚水処理施設整備による快適なまちづくりを実現する。

目標

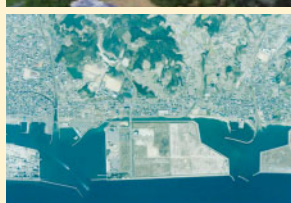
- ・観光入り込み客数の増加 約219,000人 (平成20年)
- ・定住人口の増加 125,000人 (平成22年)

淡路生穂の防災みなとまちづくり

兵庫県

住環境再生

▼港整備交付金



津名港及び生穂漁港を一体的に整備することにより、地震発生時における救援活動に必要な物資、機材、要員の海上輸送による緊急輸送体制を確立するとともに、災害時に避難場所として利用可能なコミュニティ防災拠点としての緑地・広場を整備することにより、地域コミュニケーションの促進を図る。

目標

- ・地域防災計画に定める必要緊急物資輸送量の海上輸送分担率
0% (平成16年) → 10% (平成21年)

● 交付金を含まない事例

6次経済の構築による三浦スタイル展開プロジェクト

神奈川県三浦市

産業再生

▼ 地域再生に資する民間プロジェクトに対する課税の特例 ▼ 日本政策投資銀行の低利融資等



農漁業（1次）×加工業（2次）×観光業（3次）の組み合わせの相乗効果により、自ら需要を生み育てる地域経済システム（ $1 \times 2 \times 3 =$ 「6次経済」）を構築し、新たなビジネスや雇用機会を創出するとともに、「三浦スタイル」（楽しい暮らし・ビジネススタイル）を提案することで、首都圏との交流人口の増大を図る。

目標

- ・ 水産加工業関連ビジネス事業所進出総数増加
→平成22年度末までに30社（者）
- ・ 新たな雇用機会の創出→500人以上

青森県クリスタルバレイ構想

青森県

産業再生

▼ 日本政策投資銀行の低利融資等



むつ小川原工業開発地区及び周辺地域に、液晶をはじめとするFPD（フラット・パネル・ディスプレイ）産業の一大集積地の形成を目指す「クリスタルバレイ構想」を展開している。そこで、技術開発への政策投資銀行の低利融資を活用するとともに、「環境・エネルギー産業創造特区」や「あおもリエコタウンプラン」と連携し、産業振興や地域経済の活性化、雇用の創出を図る。

目標

- ・ FPD関連企業の立地事業所数→15事業所
- ・ 雇用者数→5,000人（地域人材の活用）

「ようこそ ようこそ」鳥取再生計画

鳥取県鳥取市

国際交流・観光

▼ 日本政策投資銀行の低利融資等 ▼ 地域再生支援のための「特定プロジェクトチーム」の編成



山陰海岸国立公園鳥取砂丘の自然環境を活用した集客交流拠点としての再整備、文化・観光施設などの観光資源の魅力アップ、鳥取ブランド商品の開発、広域観光ルートの創出、まちとむらの交流促進等に取り組み、集客力の強化及び交流促進による滞在型観光の実現とそれにともなう地域経済の活性化を図る。

目標

- ・ 入込客数130万人→200万人
- ・ 宿泊客数50万人→70万人
- ・ ブランド化による農家所得の向上（売り上げ目標10億円）

文化芸術創造都市の形成「としまアートキャンバス」計画

東京都豊島区

文化・生涯学習

▼地域再生に資するNPO等の活動支援 ▼文化芸術による創造のまち支援事業の活用



区民、NPO、企業、自治体等の協働により、地域住民等を対象としたアート関連イベントやシンポジウムなどを開催し、文化芸術活動を地域に定着させ、文化芸術を基軸とした地域コミュニティの再生を図り、「文化芸術創造都市」を目指す。

目標

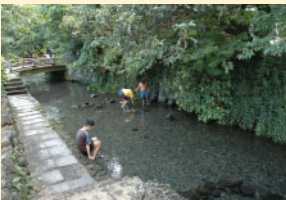
- ・アートと地域を結ぶアートプログラムの実施
→年間延べ3,000人の参加者
- ・文化芸術創造活動の推進
→年間延べ18,000人「にしすがも創造舎」利用
- ・平成19年開設予定の「東池袋交流施設（仮称）」
運営サポーターの育成

「三島 せせらぎ・にぎわい再生の街づくり・人づくり」

静岡県三島市

住環境再生

▼地域再生に資するNPO等の活動支援



水辺環境の再生に活躍してきたランドワークを活用し、これまでの先駆的な活動の蓄積をベースに、市の独自事業「街中がせせらぎ事業」等と連携させながら、地域の人的資源と環境資源等を活用した環境・まちづくり事業と人材育成事業を複合的に実施することによってにぎわいの再生を図る。

目標

- ・ランドワークの新規整備：10地区程度
- ・まちづくり視察者の増加
約2000人/年→約4000人/年

市民活動による地域再生計画

三重県四日市市

住環境再生

▼地域再生に資するNPO等の活動支援



NPOが主導する地域通貨制度の運用といった新たな市民活動の発掘・育成支援を強化するとともに、NPO・自治体・行政等の相互の有機的連携が可能となる仕組みづくりを進め、地域コミュニティの再生・充実を図る。

目標

- ・個性あるまちづくり支援事業による助成団体数
平成16年度実績48団体→平成17～19年度新規に20団体/年
- ・市民活動団体間（例えば活動分野別）のネットワークの形成
平成16年度実績1協議会→平成19年度までに3分野など

● 交付金を含まない事例

函館雇用創出計画

北海道函館市 地場産業活性化

▼ 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）



起業や企業誘致による新産業の創造や地域の特性を生かした新技術・新商品開発などにより、特色ある「地場産業」の活性化を図るほか、「観光文化」のあるまち・函館を目指した観光産業振興など、地域一体となった取組みを促進するため、雇用の創出を支援する事業を展開する。

目標

・ 有効求人倍率 0.49倍→0.71倍

最上の幸(さち)を生かした総合型産業の確立による雇用機会増大促進プロジェクト

山形県最上町

産業再生

▼ 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）



「地域固有の資源を利活用する産業の振興」を重点目標に据え、現在、アスパラガスを主体にした園芸作物の生産拡大とこれに伴う新たな雇用機会の創出に取り組んでおり、そのためのマーケティング力や労働力供給にむけたマネジメント力等領域の専門性を有した人材の育成を図り、抜本的な体質強化を目指す。

目標

・ 地域内就職者数61人（平成19年）
・ アスパラガスの生産販売数 3億5千万円（平成19年）



豊後高田「昭和の町」づくり計画～「昭和の町」を核とした商業と観光の一体的振興をめざして～

大分県豊後高田市

国際交流・観光

▼ 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）



「昭和30年代」をテーマとした「昭和の町」として整備し、さらに魅力あるものにしていくことにより商店街の活性化を図り、新たな観光地として商業と観光の融合とその振興を通じたオンリーワンのまちづくりを目指す。さらに「昭和の町」を核として地域資源との連携・活用により、市内全体を魅力ある観光地としての充実を図り、観光振興を目指す。

目標

・ 観光客数 2百万人（平成26年）
・ 消費額 64億円（平成26年）



「ぬくもりの里・浄法寺」構想 —ふるさと再生介護予防プロジェクト—

岩手県浄法寺町

生活福祉

▼補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化 ▼公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除



転用可能な校舎等が発生していることから、このうち1校（旧太田小学校）について民間事業者が高齢者福祉施設として貸与することによって、新規サービス事業者の参入をより一層促進し、競争を促すことによって高齢者福祉水準の質的な向上を目指す。また、あわせて、地域経済の活性化と地域雇用の創造を図る。

目標

- ・新たな雇用の創出 1施設3事業 15人
- ・定住人口の増 100人

黒木町「環境共生の里づくり」再生計画

福岡県、黒木町

都市農村交流

▼補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化



廃校となった小学校の校舎を活用し、町が管理する体験交流施設として転用し、「グリーンピア八女」と連携した農業体験等のグリーンツーリズム活動のサテライトとして都市住民との交流事業を展開する。また、九州大学の学外研修拠点としても活用し、「環境共生型」ライフスタイルの普及啓発の通して観光客の確保を図る。

目標

- ・グリーンツーリズムや環境学習により観光客の確保
観光客年間16万人

「元気なまち銚子」再生計画

千葉県銚子市

産業再生

▼地域通貨モデルシステムの導入支援



ボランティア活動などを通じた新たなコミュニティの醸成を図るため、地域通貨システムを導入し、地域内消費を拡大させ、地域経済の活性化を図る。また、本市は、豊富な農水産物や観光資源に恵まれ、関連産業の発展・成長が期待できることから、その取組みを強化するための各種イベントを開催する。

目標

- ・地域通貨参加者 1,000人
(平成17年度/大学生含む)
- ・観光客入込数 10%増加

VI. 認定申請・提案募集について

地域再生計画の認定申請について

地域再生基本方針に基づき、地方公共団体が地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、支援措置が適用されます。

募集時期

年3回程度、定期的に期間を定めて受け付けます。
平成17年度第2回は9月

提出先

内閣府地域再生事業推進室

認定申請の具体的なスケジュールは地域再生本部のホームページにて確認して下さい。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/>

認定申請の流れ

計画作成

- 必要な支援措置を選んで、地域再生計画を作成します。
- 特区計画と連携した計画も申請できます。
- 認定申請は、地方公共団体のみが行いますが、地方公共団体が地域再生計画を作成する際は、NPO、地域住民、関連団体、民間事業者等を通じて地域のニーズを十分把握し、反映するよう努めることが望まれます。
- 計画の記載事項:①地域再生計画の区域②目標③目標を達成するために行う事業④計画期間⑤地域再生計画の実施に際し地方公共団体が必要と認める事項

申請

- 認定申請は、内閣府地域再生事業推進室に対して行います。(具体的な方法はホームページをご覧ください)

審査(認定基準)

- 地域再生基本方針に適合するものであること。
- 地域再生計画の実施が地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。
- 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

省庁同意 →

← 認定基準適合

内閣総理大臣の認定

受理日から3ヶ月以内に、認定を行うか否かを決定します。

地域再生の提案募集について

地域再生に資する施策の改善について、国に提案をすることができます。

【提案できる人】民間事業者や地方公共団体、個人などなたでも提案できます。

【提案内容】知恵と工夫の競争のサポート、地域の自主裁量性の拡大、縦割り行政の是正、民間活力の活用の拡大といった観点など、地域再生に資するみなさんのアイデアをお待ちしています。

募集時期

定期的に期間を定めて受け付けます。
平成17年度は6月に実施（終了）

提出先

内閣官房地域再生推進室

提案募集の具体的なスケジュールは地域再生本部のホームページにて確認して下さい。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/>

提案募集の流れ

提案書の提出

● 提案内容及びそれに対する回答はすべて地域再生本部のホームページでご覧頂けます。

- 提案にあたっては、具体的な効果を明確に記述することが重要です。
- メール相談ができますので、積極的に活用して下さい。
- 各都道府県の地域再生伝道師に相談することができます。

関係省庁との調整

● 地域再生の観点から意義のある提案については、積極的に関係省庁と調整します。

メニュー化

● 提案して頂いた内容が認められた場合、支援措置として追加します。

『地域再生伝道師』をご活用下さい

各都道府県には、各市町村の地域再生計画の作成等についてアドバイスを行うと共に、地域と国との情報の相互発信の拠点としての役割を果たす『地域再生伝道師』が選定されています。お気軽に御相談下さい。（地域再生伝道師の所属部署・連絡先は地域再生本部のホームページに掲載しております。）



これまでの経緯

平成15年10月24日	地域再生本部発足 本部長：内閣総理大臣	(第1回本部)
平成15年12月19日	「地域再生推進のための基本指針」決定	(第2回本部)
平成16年1月15日	地域再生構想の提案募集の締め切り 提案主体数：392、構想数：673	
平成16年2月27日	「地域再生推進のためのプログラム」決定 地域限定措置 23件、全国措置 118件	(第3回本部)
平成16年5月27日	「今後の地域再生の推進にあたっての方向と戦略」決定	(第4回本部)
平成16年6月21日	プログラムに基づく第1回地域再生計画認定 (認定件数：214件)	
平成16年6月30日	地域再生・特区構想の提案募集の締め切り 提案主体数：385、構想数：652	
平成16年9月10日	「地域再生の6月に募集した提案に対する政府の対応方針」決定 地域限定措置 2件、全国措置 11件	(第5回本部)
平成16年12月8日	プログラムに基づく第2回地域再生計画認定 (認定件数：36件)	
平成17年2月4日	地域再生法案を閣議決定、国会提出	
平成17年2月15日	「地域再生推進のためのプログラム2005」決定	(第6回本部)
平成17年3月28日	プログラムに基づく第3回地域再生計画認定 (認定件数：28件)	
平成17年4月1日	地域再生法施行	
平成17年4月20日	地域再生基本方針を決定	(第7回本部)
平成17年4月22日	「地域再生基本方針」閣議決定	
平成17年6月17日	地域再生法に基づく第1回地域再生計画 (第1号) 認定 (認定件数：374件)	
平成17年6月30日	地域再生・特区構想の提案募集の締め切り 提案主体数：232、構想数：317	
平成17年7月19日	地域再生法に基づく第1回地域再生計画 (第2号) 認定 (認定件数：79件)	

お問い合わせは

内閣官房 地域再生推進室
内閣府 地域再生事業推進室

〒105-0001 港区虎ノ門1-23-7第23森ビル6階
TEL：03-5521-6611 FAX:03-3500-0560

地域再生HP

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/>

特区HP

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/>

日本改革前線マップ

<http://zensen.jp/>